

# 「量の見込み」の算出について

平成25年度第2回山武市子ども・子育て会議  
平成26年2月20日（木）

# 量の見込みについて

---

## ■子ども・子育て支援法 第61条第2項

- ① 教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ② 教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## ■子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)

### 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

#### 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

#### 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(二) 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

## ■市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き

### <2> 量の見込みの算出

#### II 量の見込みの具体的算出方法

…「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要があることに留意すること。

# 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

対象事業		対象児童年齢
1	教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園) ＜専業主婦(夫)家庭, 就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①(幼稚園) ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②(認定こども園及び保育所)	3～5歳
3	保育認定③(認定こども園及び保育所＋地域型保育)	0歳, 1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童クラブ	1～3年生, 4～6年生
6	子育て短期支援事業	0～5歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳 (1～6年生)
10	ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳
		(1～3年生, 4～6年生)
11	利用者支援事業	0～5歳 (1～6年生)

# 量の見込みの算出方法（手順①）

## ① 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家庭類型別児童数(人)」

※「推計児童数」: 計画期間内のそれぞれの年における各歳別児童数

※「家庭類型」

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(就労時間: 月120時間以上 + 下限時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(就労時間: 月下限時間未満 + 下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間: 双方が 月120時間以上 + 下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間: いずれかが 月下限時間未満 + 下限時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

月120h : 6h/日 × 5日/週 × 4週 (30h/週 × 4週)

# 量の見込みの算出方法（手順①）

## ※就労時間

月120時間以上 (「30時間／週」以上)	⇒	=両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定 →「保育標準時間利用」 保育必要量: 1日11時間までの利用に対応
下限時間～月120時間	⇒	=両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定 →「保育短時間利用」 保育必要量: 1日8時間までの利用に対応  <b>【CとC'(EとE')の区分】</b> 現在の利用状況又は今後の利用意向を勘案し、幼稚園を利用する可能性が高い者をC'(E')に区分する。
月下限時間未満	⇒	下限時間＝保育の必要性の認定の対象となる就労時間の下限 <u>48～64時間／月の間で市町村が定める</u>  <b>【参考】</b> 現在柏市では原則として64時間／月(4h×4日×4週)以上就労している場合に保育の対象としている。

# 量の見込みの算出方法（手順①）

※潜在家庭類型(割合)

問15(現在の就労状況)から分かる「現在家庭類型(割合)」「家庭類型別の児童数の割合)に、

問16(フルタイム就労者の今後の就労希望)

問17(パートタイム就労者の今後の就労希望)

問18(無業者の今後の就労希望)

などを加味することで算出される家庭類型別の児童数の割合。今後の就労希望を反映していることから、“潜在的”なものである。

【イメージ】 3～5歳（数値は架空のものです。）

推計児童数(人)		潜在家庭類型(割合)	=	家庭類型別児童数(人)
11,196人	×	A 6.09%	=	682人
	×	B 21.47%	=	2,404人
	×	C 9.08%	=	1,017人
	×	C' 16.77%	=	1,878人
	×	D 45.62%	=	5,108人
	×	E 0.32%	=	36人
	×	E' 0.32%	=	36人
	×	F 0.31%	=	35人
		100.00%		

# 量の見込みの算出方法（手順②）

## ② 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」＝「ニーズ量(人)」

例：教育標準時間認定(P3の表の1番)の場合

- 対象となる潜在家庭類型  
タイプC', タイプD, タイプE', タイプF
- 対象年齢  
3～5歳
- 利用意向率  
タイプC', タイプD, タイプE', タイプFに該当する3～5歳児童のうち, 問20(平日定期的にご利用したい教育・保育の事業)において「1. 幼稚園」や「4. 認定こども園」を選択した者の割合

【イメージ】(数値は架空のものです。)

	家庭類型別児童数(人)		利用意向率(割合)		量の見込み(人)
C'	1,878人	×	80.24%	=	1,507人
D	5,108人	×	88.69%	=	4,530人
E'	36人	×	66.67%	=	24人
F	35人	×	33.33%	=	12人